

熊本県公報

号外 第32号の2
平成17年7月29日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○町村の廃止に伴う公平委員会の事務の委託の廃止……………(市町村総室)	1
○ ” ”……………(”)	1
○ ” ”……………(”)	1
○ ” ”……………(”)	1
○ ” ”……………(”)	1
○一部事務組合の解散に伴う公平委員会の事務の委託の廃止……………(”)	2
登 載 依 頼	
○熊本県企業局公舎貸与規程等の一部を改正する規程……………(企 業 局)	2
○船津ダム操作規程の一部を改正する規程……………(”)	4
○荒瀬ダム操作規程の一部を改正する規程……………(”)	4

告 示

熊本県告示第949号の2

平成17年8月1日から八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴い、坂本村の公平委員会の事務の委託を平成17年7月31日限り廃止する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第949号の3

平成17年8月1日から八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴い、千丁町の公平委員会の事務の委託を平成17年7月31日限り廃止する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第949号の4

平成17年8月1日から八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴い、鏡町の公平委員会の事務の委託を平成17年7月31日限り廃止する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第949号の5

平成17年8月1日から八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴い、東陽村の公平委員会の事務の委託を平成17年7月31日限り廃止する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第949号の6

平成17年8月1日から八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴い、泉村の公平委員会の事務の委託を平成17年7月31日限り廃止する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第949号の7

八代市、千丁町排水処理組合が平成17年7月31日限り解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成17年7月29日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼**熊本県公営企業管理規程第8号**

熊本県企業局公舎貸与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月29日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

熊本県企業局公舎貸与規程等の一部を改正する規程

(熊本県企業局公舎貸与規程の一部改正)

第1条 熊本県企業局公舎貸与規程(昭和39年電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「八代郡坂本村大字」を「八代市坂本町」に改める。

(熊本県企業局無線管理規程の一部改正)

第2条 熊本県企業局無線管理規程(昭和56年熊本県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

固定局	電気事業用	けんでんふじもと	(送受信所) 熊本県八代郡坂本村大字葉木字藤本 (通信所) 藤本発電所構内 (通信所) 熊本県八代郡坂本村大字荒瀬 荒瀬ダム管理所構内	発電総合管理所長
〃	〃	けんでんなかたに	熊本県八代郡坂本村大字中谷い字上辻 990 の2 中谷中継所構内	〃
〃	〃	しもあらせけいほう	熊本県八代郡坂本村大字下荒瀬 下荒瀬警報所構内	〃
〃	〃	やはたばしけいほう	熊本県八代郡坂本村大字八幡橋 八幡橋警報所構内	〃
〃	〃	おうしのけいほう	熊本県八代郡坂本村大字合志野 合志野警報所構内	〃
〃	〃	まつぎきけいほう	熊本県八代郡坂本村大字坂本 4228 の12 坂本村役場構内	〃
〃	〃	さかもとけいほう	熊本県八代郡坂本村大字坂本 坂本警報所構内	〃
〃	〃	けだいのせけいほう	熊本県八代郡坂本村大字下代瀬 下代瀬警報所構内	〃
〃	〃	せたかけいほう	熊本県八代郡坂本村大字瀬高 瀬高警報所構内	〃
〃	〃	おいなごけいほう	熊本県八代郡坂本村大字生名子 生名子警報所構内	〃
〃	〃	ふかみけいほう	熊本県八代郡坂本村大字深水 深水警報所構内	〃
〃	〃	はらめぎけいほう	熊本県八代郡坂本村大字原女木 原女木警報所構内	〃
〃	〃	しもはらめぎけいほう	熊本県八代郡坂本村大字原女木 下原女木警報所構内	〃
〃	〃	かみいまいずみけいほう	熊本県八代郡坂本村大字今泉 上今泉警報所構内	〃

〃	〃	しもいまいずみけ いほう	熊本県八代郡坂本村大字今泉 下今泉警報所構内	〃
〃	〃	ふるたけいほう	熊本県八代郡坂本村大字古田 古田警報所構内	〃
〃	〃	さかもとちゅう がっこうけいほう	熊本県八代郡坂本村大字荒瀬 坂本中学校警報所構内	〃

」を

固定 局	電気 事業 用	けんでんふじもと	(送受信所及び通信所) 熊本県八代市坂本町葉木 藤本発電所構内 (通信所) 熊本県八代市坂本町荒瀬 荒瀬ダム管理所構内	発電総 合管理 所長
〃	〃	けんでんなかたに	熊本県八代市坂本町中谷い 990 の 2 中谷中継所構内	〃
〃	〃	しもあらせけいほ う	熊本県八代市坂本町下荒瀬 下荒瀬警報所構内	〃
〃	〃	やはたばしけいほ う	熊本県八代市坂本町八幡橋 八幡橋警報所構内	〃
〃	〃	おうしのけいほう	熊本県八代市坂本町合志野 合志野警報所構内	〃
〃	〃	まつぎきけいほう	熊本県八代市坂本町坂本 4228 の 12 八代市役所坂本支所構内	〃
〃	〃	さかもとけいほう	熊本県八代市坂本町坂本 坂本警報所構内	〃
〃	〃	けだいのせけいほ う	熊本県八代市坂本町下代瀬 下代瀬警報所構内	〃
〃	〃	せたかけいほう	熊本県八代市坂本町瀬高 瀬高警報所構内	〃
〃	〃	おいなごけいほう	熊本県八代市坂本町生名子 生名子警報所構内	〃
〃	〃	ふかみけいほう	熊本県八代市坂本町深水 深水警報所構内	〃
〃	〃	はらめぎけいほう	熊本県八代市坂本町原女木 原女木警報所構内	〃
〃	〃	しもはらめぎけい ほう	熊本県八代市坂本町原女木 下原女木警報所構内	〃
〃	〃	かみいまいずみけ いほう	熊本県八代市坂本町今泉 上今泉警報所構内	〃
〃	〃	しもいまいずみけ いほう	熊本県八代市坂本町今泉 下今泉警報所構内	〃
〃	〃	ふるたけいほう	熊本県八代市坂本町古田 古田警報所構内	〃
〃	〃	さかもとちゅう がっこうけいほう	熊本県八代市坂本町荒瀬 坂本中学校警報所構内	〃

」に

改め、

基地 局	〃	けんでんあらせ	(送受信所) 熊本県八代郡坂本村大字荒瀬 (通信所) 荒瀬ダム管理所内 (通信所) 熊本県八代郡坂本村大字葉木字藤本 藤本発電所内	〃
---------	---	---------	--	---

			(通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局内 (通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 発電総合管理所内	
移動局	〃	けんでんあらせ1	熊本県内 (常置場所) 熊本県八代郡坂本村大字荒瀬 (通信所) 荒瀬ダム管理所内	〃

」を

基地局	〃	けんでんあらせ	(送受信所及び通信所) 熊本県八代市坂本町荒瀬 荒瀬ダム管理所内 (通信所) 熊本県八代市坂本町葉木 藤本発電所内 (通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局内 (通信所) 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 発電総合管理所内	〃
移動局	〃	けんでんあらせ1	熊本県内 (常置場所) 熊本県八代市坂本町荒瀬 (通信所) 荒瀬ダム管理所内	〃

」に

改める。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第9号

船津ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月29日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

船津ダム操作規程の一部を改正する規程

船津ダム操作規程（昭和45年熊本県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

警報局の名称	サイレン等の位置	サイレン等の構造又は能力	摘要
船津ダム警報局	熊本県下益城郡美里町涌井字折立（船津ダム） 緑川右岸	サイレン 3.7KW×1台 スピーカ 70W×2台	有線
霊台橋警報局	熊本県下益城郡美里町清水字鍵の戸 緑川左岸	スピーカ 70W×2台	無線
桑鶴警報局	熊本県下益城郡美里町豊富字桑鶴 緑川右岸	スピーカ 70W×4台	〃
福良警報局	熊本県下益城郡美里町豊富字福良 緑川右岸	スピーカ 70W×2台	〃
吐合警報局	熊本県下益城郡美里町豊富字霍 緑川右岸	スピーカ 70W×4台	〃

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

熊本県公営企業管理規程第10号

荒瀬ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年7月29日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

荒瀬ダム操作規程の一部を改正する規程

荒瀬ダム操作規程（昭和43年熊本県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名所		
(一)	熊本県知事	八代地域振興局土木部維持管理課	加入電話 防災行政無線	
	八代市長	八代市役所坂本支所総務課	” ”	
	熊本県八代警察署長	八代警察署警備課	加入電話	
	熊本県公営企業管理者	熊本県企業局工務課	加入電話 防災行政無線	
	熊本県企業局発電総合管理所長	熊本県企業局発電総合管理所	” ”	
(二)	九州地方整備局長	八代河川国道事務所河川管理課	加入電話 国交省専用電話	

別表第2を次のように改める。

	警報局の名称	警報局の位置	サイレン及び拡声器の構造又は能力	摘要
1	下荒瀬 警報局	八代市坂本町荒瀬 左岸	スピーカー 25w × 4 台	無線
2	八幡橋 ”	” ” ”	” ”	”
3	合志野 ”	” ” ”	” ”	”
4	松 崎 ”	” 坂本 右岸	” ”	”
5	坂 本 ”	” ” ”	” ”	”
6	下代瀬 ”	” 中谷 左岸	” ”	”
7	瀬 高 ”	” ” ”	” ”	”
8	生名子 ”	” ” 右岸	” ”	”
9	深 水 ”	” ” ”	” ”	”
10	原女木 ”	” 西部 左岸	” ”	”
11	下原女木 ”	” ” ”	” ”	”
12	上今泉 ”	” ” ”	” ”	”
13	今 泉 ”	” ” ”	” ”	”
14	下今泉 ”	” ” ”	” ”	”
15	古 田 ”	” ” 右岸	” ”	”
16	荒瀬ダム ”	” 葉木 ”	サイレン 3.7kw × 1 台 スピーカー 25w × 4 台	有線
17	藤本発電所 ”	” ” ”	スピーカー 25w × 4 台	”

別表第3中

荒瀬調整池水位観測所	八代郡坂本村大字葉木	有線遠隔自記水位計
荒瀬ダム雨量観測所	”	自記雨量計
百済来雨量観測所	八代郡大字田上	ロボットテレメータ 自記雨量計

を

荒瀬調整池水位観測所	八代市坂本町葉木	有線遠隔自記水位計
荒瀬ダム雨量観測所	八代市坂本町葉木	自記雨量計
百済来雨量観測所	八代市坂本町田上	ロボットテレメータ 自記雨量計

に改める。

附 則
この規程は、平成17年8月1日から施行する。

